

**宮崎県広報力強化実践事業業務委託  
企画提案競技実施要領**

**1 目的**

宮崎県広報力強化実践事業業務委託の受託候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

**2 委託業務の内容**

宮崎県広報力強化実践事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

**3 契約上限額**

7, 124, 000円（消費税及び地方消費税額含む。）

- ・ この金額は、契約予定価格を示すものではない。
- ・ この金額は、仕様書及び企画提案内容の履行に要する全ての経費を含む。

**4 委託期間**

契約締結の日から令和6年3月31日まで

**5 企画提案競技参加資格**

次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者
- (3) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から受注業務に関し、入札参加資格停止の措置を受けていない者
- (4) 県税に未納がないこと
- (5) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者
- (6) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者

**6 企画提案競技実施の公示方法**

県庁ホームページにより公示

## 7 スケジュール

- |                      |                   |
|----------------------|-------------------|
| (1) 公告               | 令和5年4月19日(水)      |
| (2) 企画提案競技参加申込期限     | 令和5年5月10日(水) 午後5時 |
| (3) 質問書受付期限          | 令和5年5月10日(水) 午後5時 |
| (4) 企画提案書等提出期限       | 令和5年5月18日(木) 午後5時 |
| (5) プレゼンテーション(ヒアリング) | 令和5年5月23日(火) 予定   |
| (6) 選定結果通知           | 令和5年5月29日(月) 予定   |

## 8 事務を担当する部局(書類の提出先及び問合せ先)

- (1) 住所 〒880-8501 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10-1
- (2) 担当 宮崎県総合政策部秘書広報課広報戦略室(担当 岡野)
- (3) 連絡先  
電話 0985-26-0237  
FAX 0985-27-3003  
電子メール [kohosenryaku@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:kohosenryaku@pref.miyazaki.lg.jp)

## 9 企画提案競技について

- (1) 参加申込み  
企画提案競技(プロポーザル方式)に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書(様式第1号)を提出すること。  
ア 提出期限  
令和5年5月10日(水) 午後5時  
イ 提出方法  
電子メール又はファックス(提出確認のため、送信後は「8 事務を担当する部局」へ電話連絡すること。)
- (2) 企画提案競技に係る質問  
企画提案競技について質問がある場合は、企画提案競技に関する質問票(様式第2号)を提出すること。質問への回答は、原則として質問受付日から3日開庁日以内に質問者へ電子メールにて送付する。なお、質問の内容が仕様書に関わる重要な事項の場合は、県ホームページにて回答を公開することがある。  
ア 提出期限  
令和5年5月10日(水) 午後5時  
イ 提出方法  
電子メール又はファックス
- (3) 企画提案書等の提出書類  
ア 企画提案書(原本1部、コピー5部)
  - ・ 本実施要領2「委託業務の内容」を参照の上提案すること。
  - ・ 提出する企画案は、1案のみとする。
  - ・ 書式は、A4判(一部A3判を折りたたみでも可)とし、30ページ以内(表紙及び目次は除く)とすること。
  - ・ 契約額の範囲内で、「宮崎県広報力強化実践事業業務委託仕様書」に記載されて

いない効果的な追加提案があれば記載すること。

- ・ 通し番号を振り、目次を付けること。
- ・ 企画書の著作権は、提案者に帰属する。
- ・ 企画書の記載に際し、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

#### イ その他提出書類

##### (ア) 見積書（原本1部、コピー5部）

- ・ 仕様書に定める各項目及び企画提案の内容を含めた積算の見積書を提出すること。様式は任意とする。
- ・ 見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計額を明記すること。
- ・ 宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とし、業務名は『宮崎県広報力強化実践事業』とすること。

##### (イ) 業務実績（過去5年以内の地方公共団体との契約実績）

##### (ウ) 会社概要（既存のもので可、6部）

##### (エ) 誓約書（原本1部）

- ・ 様式第3号により提出すること。

#### ウ 提出期限

令和5年5月18日（木） 午後5時

#### エ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

#### (4) プレゼンテーション（ヒアリング）

ア 日 時：令和5年5月23日（火） 予定

イ 実施方法：オンライン（Microsoft Teams 利用予定）

- ・ プレゼンテーションは1者当たり、各提案者の説明20分、質疑応答10分、計30分とする。
- ・ 原則として、プレゼンテーションの順番は企画書の受付順とする。
- ・ 参加者は、原則1提案者当たり3名以内とし、主たる説明者を1名、それを補佐する者を2名以内とし、主たる説明者は当該業務の責任者又はそれに準ずる者とする。

#### (5) 審査方法

各審査員が、提出された企画提案書等の内容について、別紙の審査基準に基づき、評価を行う。

#### (6) 選定方法

審査員ごとに合計点の上位3者まで順位点（1位：5点、2位：3点、3位：1点）を付するものとし、その合計点数が最も高い参加者を受託候補者として選定する。

#### (7) 審査結果の通知

審査結果については、令和5年5月29日（月）までに電子メールにより通知する。

## (8) 提案の効力

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- ア 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- イ 提案書を期限までに提出しないとき
- ウ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- エ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- オ 提案の内容が契約上限額を超えているとき
- カ アからオに掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

## 10 契約の締結等

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
- (2) 受託候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約する。
- (3) 契約結果については、県庁ホームページにて公表する。
- (4) 契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。
- (5) 委託料の支払いは、精算払とする。

## 11 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 選考に当たり必要があれば、企画書・見積書以外の資料提示を求める場合がある。
- (5) 選定結果の異議申し立ては認めない。